

茅ヶ崎市告示第 164 号

## 公 示 送 達 書

次の納税義務者に対し、令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書を送達したが、  
返戻されたため住民基本台帳、課税台帳及び現地を調査するも、その住所、居所、事務所  
が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第2  
0条の2及び茅ヶ崎市市税条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第47号）第10条の規定によ  
り公示送達します。

なお、この書類は市民部資産税課に保管して、いつでも送達を受ける者に交付します。

令和8年5月27日

茅ヶ崎市長 佐藤 光



納税義務者	備考
田川 章	
大内 みか	
長津 智貴	

### 掲 示 期 間

令和8年5月27日から  
令和8年6月10日まで